

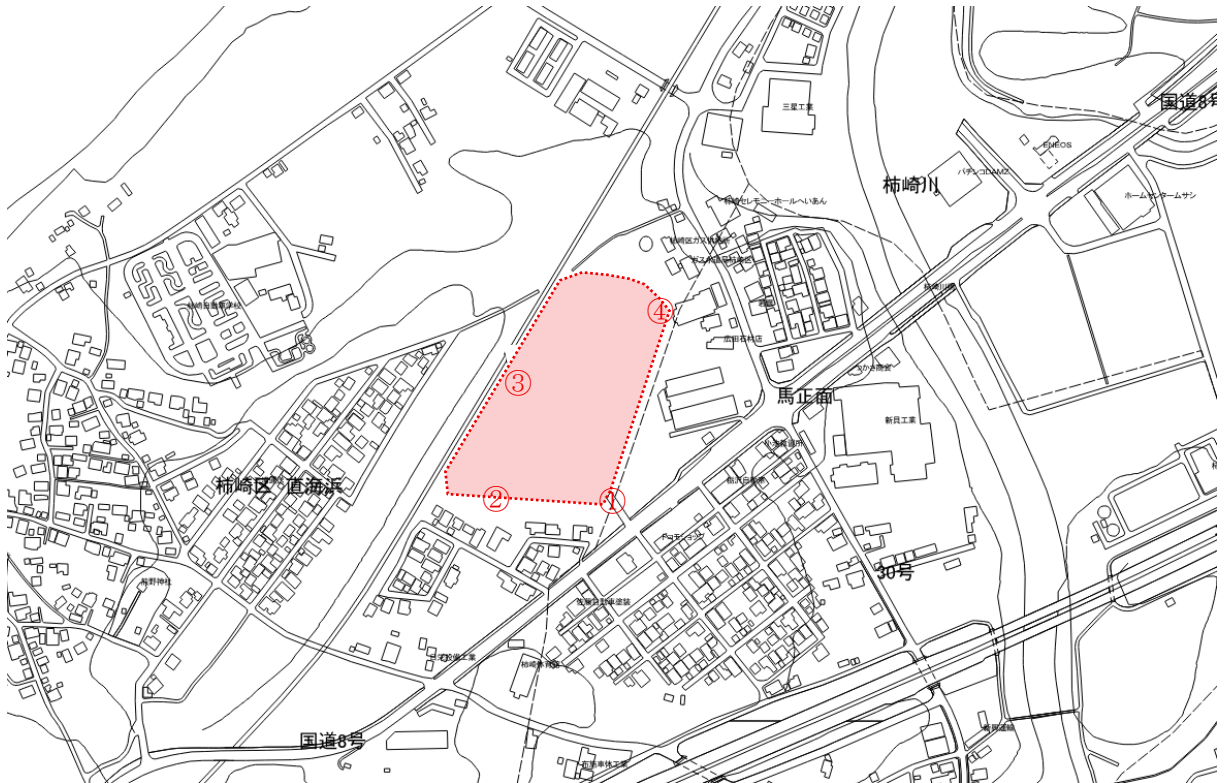
旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂の売払いに関する特記事項

1 土砂売却の目的

旧運転免許センター上越支所敷地（以下「対象地」という。）に堆積している土砂の場外での使用が見込めることから、価格競争入札を通じて利活用を図るもの

2 売却物

- (1) 売却物 対象地に存する土砂
 (2) 対象地 旧運転免許センター上越支所敷地



- (3) 想定数量 約 21,000 m³（別紙 3 計画平面図及び別紙 4 標準断面図参照）
 対象地から場外に搬出して算出した総量をもって精算するものとする
- (4) 最低売却価格 3,465,000 円（うち消費税 315,000 円）
 ＊単価：165 円（うち消費税 15 円）
 ＊最低売却価格未満では落札できません。

3 売却条件等

- (1) 採取及び場外搬出
- ・ 購入者が対象地内の土砂を直接採取し、場外に搬出する
 - ・ 掘削、採取にあたり発生した、対象地の地中に CO 殻、AS 殻、その他埋設物等がある場合は、購入者が産業廃棄物として適法に廃棄処理する
- (2) 表土埋め戻し・整地
- ・ 購入者が、対象地において、土砂を掘削、採取し、場外に搬出した後において、対象地を平坦に整地するものとする
- なお、平坦に整地する際の盛土材は、浸透性のある砂質系のものとするため、既存の表土を仮置きし盛土材に転用するものとし、場外からの搬入は行わない

- ・ 現敷地の地盤高が全体的に 70cm 程度下がった状態で平坦化され、返還されるものと想定しており、部分的に疑義が生じる箇所については、事前に立会いを求め、整地の方法について協議を行い、決定に従うこと
 - ・ 境界杭復元の必要が生じた場合は、購入者の負担により復元すること
 - ・ 表土の埋め戻しや整地、現状復旧について、原則、次のとおりとする
- ① 対象地国道 8 号からの乗入れ部付近
 - ア) 敷地内の電力の引込柱等（本柱 1 本、支柱 1）に支障とならないよう既存乗入れとの擦りつけを行うこととし、やむを得ず抜柱、再建柱が必要となる場合は、市担当者と現地立会いの上、購入者により電線管理者と協議を行うこと
 - イ) 乗入れスロープ部の側溝は撤去することができるものとし、側溝の一部を残置する場合は、当該側溝を通じ、対象地の土砂の流出がしないよう、塞ぐ措置をとること
 - ウ) 今後の土地利活用を踏まえ、工事車両及び重機等の通行に支障がないように整地を行うこと
 - エ) 上記より、国道乗入れ部分の土砂の採取、現状復旧方法については、市との協議のうえ行うものとする
 - ② 対象地南側
 - ア) 現況法肩から 1 m セットバックしたところから、切土掘削を行うこととし、隣接地に土砂や排水が流出しないよう配慮すること
 - ③ 対象地 J R 敷地側
 - ア) 路線近接工事に該当する範囲での掘削を行う場合、購入者において、鉄道管理者と協議を行うこと
 - イ) 現況法肩（官民境界）から 1 m セットバックしたところから切土掘削を行うこととし、グミなどの雑木は、土砂の採取に伴い、購入者において伐採するものとする。また、伐採木は購入者において適切に処分し、敷地内に残置しないこととする
 - ④ 対象地北側、東側
 - ア) 現況法肩又は官民境界から 1 m セットバックしたところから、切土掘削を行うこととし、隣接地に土砂や排水が流出しないよう配慮すること
- (3) 法令上の諸手続き
- ・ 法令等の規定に基づく必要な行政手続きが必要な場合は、測量や図面作成を含めて購入者の負担により適切に行うこと。
 - ア) 砂利採取法
 - イ) 盛土規制法
 - ウ) 振動規制法
 - エ) 騒音規制法
 - オ) 廃棄物処理法
- (4) 周辺対策
- 対象地の掘削、土砂の採取、運搬等に伴う振動や騒音、砂塵等の飛散などの対策について市が指定する範囲に対し、回覧文書の配布等、周知を行うこと
- (5) 採取期間
- ・ 契約締結日から 令和 9 年 3 月 31 日（水） までの間で、土砂の採取、場外搬出、表土の埋め戻し、整地を完了させること

(6) 入札参加資格

- ・ 上越市建設工事入札参加資格審査規程において、土木工事の入札に参加する資格を認められたもの
- ・ 砂利採取法に基づく砂利採取業者に登録されているほか、砂利採取事業主任者の配置が可能である市内に本社を置く事業者
- ・ 砂の販売を行うにあたり、砂の混入物を取り除き製品化できる設備を有していること